

目次

- 入試総括
- FD 活動
- 2012 年度研究業績

入試総括

1 2013 年度入試をめぐる状況

適性試験の受験者は減少し続けている。2012 年度は、実受験者（入学資格を有する実受験者数）5801 名であり、2011 年度の実受験者数 7211 名と比較して、80.4%に留まる。法科大学院進学希望者の数は、近時、前年比で 20%ずつ減少する傾向が依然として続く。この傾向に合わせ、本学志願者も年々減少し、非常に厳しい環境が続いている。これに加え、司法試験合格者の就職難に関する報道などにより、法科大学院進学希望者の数の減少が、いつ下げ止まるか不明な状況である。さらに、司法試験予備試験の合格者数によっては、法曹希望の法学部生にとって予備試験の方が法科大学院進学よりも優先順位の高いキャリアパスとなりかねない。

このような中で、2010 年 9 月 16 日に文科省は法科大学院の組織見直しを促進するためとして、公的支援の見直し基準を設定し、2012 年度予算から対応することを決めた。さらに、2012 年 9 月 7 日には、文部科学省の公的試験の見直し基準に、前年度の競争倍率が 2 倍未満となることがあること、定員充足率が 50%未満となることが追加された。本学法科大学院の 2009 年度入試は 1.92 倍、2010 年度は 1.8 倍、2011 年度は 2.0 倍、2012 年度は 1.82 倍であり、本学法科大学院が定員充足率 50%を確保しつつ、競争倍率 2 倍以上を維持することは、相当に困難な状況である。このため、本学法科大学院では、2014 年度入学者から、入学定員を 130 名から 100 名に見直すことを決定し、既に公表している。

受験生にとって最大の選考要因と考えられる新司法試験の合格者数や合格率に関しては、本学はここ数年の努力によって、合格者数全国 10 位以内、関西 4 私大ではトップの成績を得ることができていたが、2010 年司法試験以降、修了直後の受験者からの合格者が減り、全国 10 位以内に入ることができず、また、関西 4 私大の中でのトップの位置を譲りわたす結果となった。2012 年司法試験では、合格者が 43 名であり、関西 4 私大トップの同志社の合格者数 44 名に迫ることができたが、合格者数は全国 15 位と 10 位以内に入っていない。引き続き、入学者の学習状況に即した教育指導を行い、新司法試験合格レベルを向上させる努力をし、そのことで志願者の質量が向上し、さらに司法試験合格レベルが向上するというサイクルの確立をめざす必要がある。

本学法科大学院が西日本の私学における法曹養成の中核を担いつづけるために、一層の志願者の確保、入学者の確保が急務の課題であり、立命館大学法学部との連携の一層の強化（法学部の法曹志願者の掘り起こしと本学受験者の確保）と、立命館大学法学部以外の大学出身者に立命館が受験校として選ばれる状況の確保、歩留まり向上の対策が検討されなければならない。

2 2013 年度入試の改革点

次項でふれる転入学試験の創設以外に変更点はない。

3 2013 年度入試の実施状況

(1) 転入学試験の創設

他大学法科大学院在学者を対象とした転入学試験の創設を行い、後期日程に合わせて実施した。

(2) 実施日程

	前期入試	後期入試
出願期間	2012年7月20日(金)～ 8月3日(金)	2013年1月11日(金)～1月25日(金)
科目選考	9月1日(土)A・社会人 9月2日(日)B	2月17日(日)AB
合格発表	9月24日(月)	3月1日(金)
1次手続	2012年9月24日(月)～10月9日	第2次手続と一括
2次手続	2013年3月1日(金)～3月11日(月)	2013年3月1日(金)～3月11日(月)

転入学試験(後期入試と同一日に同一会場で入学試験を実施)

出願資格の事前審査	2012年12月5日(水)～12月14日(金)
出願期間	2013年1月11日(金)～1月25日(金)
入学試験	2月17日(日)
合格発表	3月1日(金)
入学手続き	3月1日(金)～3月11日(月)

(3) 試験会場

前期・後期とも京都(衣笠キャンパス)と昭和女子大学<東京都世田谷区>の2箇所。

(4) 入学試験方式

2013年度入試も、2009・2010・2011・2012年度入試を踏襲し、A方式(未修者専願)、社会人特別(未修者専願)、B方式(既修者専願)とし、前期日程のみA方式とB方式の併願を認め、併願者の検定料の割引を行っている。

(5) 奨学金制度

2008年度入学者から、A奨学金が授業料免除15名、B奨学金は60万円支給40名とし、A、B奨学金いずれも初年度は入学試験成績によって資格者を決定する方式に改めたが、2012年度入試は、既修者向けのA奨学金につき、入学試験成績が特に優秀な者については2年間の学費全額を免除する2年間支給型のA奨学金を新たに設けA奨学金受給者15名中の5名程度を当てることとし2013年度入試もそれを踏襲している。

4 実施結果

それぞれ、前期入試、後期入試に分けて2013年度試験実施状況、各項目別に過去3カ年度の比較を示す(各項目別の比較における、A、B方式の合格者欄の数字は「A方式合格者/B方式合格者」。A方式()内は社会人特別入試の内数)。

[1] 前期

入試志願者数

	A方式	B方式	合計	対前年比
2011年度入試	160(14)	281	441	
2012年度	120(13)	232	352	85.6%
2013年度	60(9)	172	232	65.9%

合格

	A方式	B方式	合計
2011年度入試	80(5)	147	227
2012年度	57(7)	129	186
2013年度	30(6)	80	120

[2]後期

入試志願者数

	A方式	B方式	合計	対前年比
2011年度入試	29	114	143	
2012年度	22	70	92	64.3%
2013年度	9	68	77	83.7%

合格

	A方式	B方式	合計
2011年度入試	6	29	35
2012年度	5	30	35
2013年度	5	20	25

[3] 総計 (2013年度入試全体)

入試志願者数

	A方式	B方式	合計	対前年比
2011年度入試	189(14)	395	584	92.4%
2012年度	142(13)	302	444	76.0%
2013年度	69(9)	240	309	69.6%

合格

	A方式	B方式	合計
2011年度入試	86(5)	176	262
2012年度	62(7)	159	221
2013年度	35(6)	100	135

入学者

	A方式	B方式	合計	入学定員
2011年度	31(0)	76	107	130
2012年度	21(3)	66	87	130
2013年度	11(1)	46	57	130

2013年度には、これに転入学試験合格者(未修2年次に転入)2名が追加される。

転入学試験(京都会場のみ)で2名が受験し、2名が合格、2名が入学した

5 課題

(1) 志願者数と競争倍率

志願者の減少は続いている。これへの対処として、2014年度入試から、入学検定料をそれまでの2万5000円から1万円に減額を行い、志願者の裾野を広げる施策を行う。なお、入学検定料を大幅に減額することから、併願者に対する検定料の割引は行わないこととする。

2013年度入試にあっては、科目試験受験者(文科省基準の受験者)270名に対し合格者は135名であり、文科省基準での競争倍率2倍を遵守している。

2013年度の入学手続の最終手続者は57名(未修11名、既修46名)となった。手続率は全体で42.2%となり、昨年度の39.4%からは若干の回復をしている。なお、社会人特別入試による合格者6名中1名が最終の入学手続を実施するに留まり、志願者・入学者確保に苦戦している。

定員の充足と競争倍率2倍の確保とを両立させることは困難な面があるが、志願者の増加と歩留まり率の向上とを今後も追求しなければならない。

(2) 入試日程・入試会場

国公立、関東の私学をめざす学生にも受験しやすい入試日程を検討する必要がある。すでに2011年度入試から9月入試を2週間程度前倒している。しかし、関西大学も同様の変更を行ったため、9月入試については、引き続き関西大学と併願が不可能となった。

2011年度から新規に東京で未修入試を実施している。しかし、2013年度入試は、東京37名(未修5,既修32)であり、対前年比60.7%に留まり、本学法科大学院の入試全体の減少幅と比較しても、大きく減少している。

入試日程・入試会場を巡っては、法曹志願者に対し受験しやすい環境を提供することで、志願者の確保を図るため、2014年度入試から、3期(前期日程,中期日程,後期日程)に入試を行うこととする。前期日程,後期日程では、関西圏とりわけ大阪市以西や以南の受験生にもアクセスのしやすい朱雀キャンパスを京都会場とし、中期日程では、立命館大学法学部生の便宜を重視し、京都会場を衣笠キャンパスとしている。東京会場については、前期・中期日程につき、引き続き昭和女子大(東急田園都市線三軒茶屋)を会場とするが、後期日程については立命館東京キャンパス(東京駅前サピアタワー)を試験会場とする。

立命館が法曹養成機関として存在感を持つためには、試験会場としての東京会場の維持が重要である。適性試験受験者の分布にもよるが、全国型の入試としての会場設定(例えば、名古屋会場など)も考慮されるべきかもしれない。

(3) 出身大学の構成・学内進学

2013年度入学者の出身大学別内訳は、立命館大学が28名、同志社大学と関西大学が各4名、龍谷大学と西南学院大学が各3名、その他15名である。

立命館大学出身者についてみると、合格者は57名(未修9,既修48)、入学者は28名(未修3,既修25)である。立命館出身者の手続率は、2012年度入試が51.61%であったが、2013年度入試も49.12%と高水準を維持している。2013年度入学者全体の立命館出身者が占める割合は、49.12%であり(過去3年は、2012年度36.78%,2011年度45.4%,2010年度38.3%),既修では50%を超過する。なお、立命館大学法学部出身で本学に進学した者の司法試験合格者数は、14名で全体に占める割合は32.6%である(2011年度司法試験)。

立命館大学出身者が本学の院生および司法試験の合格者に占める割合が多いことを踏まえても、過年度より指摘されている、志願者の質量確保のための立命館大学法学部との連携強化はより促進することが最重要課題となる。

(4) 奨学金

国公立および競合関係にある私立大学との競争上は、立命館が大規模な奨学制度を持っていることは重要となる。2012年度入試から、既修者に限定して、入学試験成績により2年間A奨学金を支給する、A奨学金(2年間支給型)を設けた。

2年支給型A奨学金制度については、入試成績と新司法試験実績が必ずしもリンクしないとして、2008年度入学者からいったん奨学金給付を単年度給付に変更した経緯があり、今後、その相関性を検証する必要がある。

(5) 教育型入試・入学前プログラム

有力大学出身者および立命館大学法学部成績上位層に訴求する入試として、「教育型入試」を提示する。現時点でも、本研究科の過去問の開示は、採点講評もあり、入試説明会でも各大学の学部の法科大学院進学対策授業などの教材として利用していることを発言する者も多いが、さらに入試成績を全受験者に開示することで、法科大学院進学希望者が、自身の学習到達度を認識でき、以後の学習にも役立つようなフィードバックを提供する入学試験を実施する。

また、出願に当たって、受験者の負担を減らすべく、エントリーシートの記載内容の見直しも2014年度入試より行うことにする。

現行の入学前プログラムは、9月入試合格者に対し、純粹未修向けの民法の通信添削とスクーリングを実施してきた。内容としては、いわゆる純粹未修者(他学部からの進学者,社会人)への導入教育という位置づけとなっている。しかし、本学法科大学院の入試を教育型入試として位置づけることから、それに応じて、2013年度は、入学プログラムを改編し、4回生段階(入学前段階)での学習のペースメーカー的な役割を担う入学前プログラムにするとともに、歩留まり向上にも役立つ内容として組み直す。

(6) 広報

従来の新聞社主催や予備校主催の説明会などではどうも受験生を呼び込むことはできないと思われ、参加するにしても精選を行い、また、東京、大阪のキャンパスを利用した独自企画も検討の余地がある。

2012年度(2013年度入試)にあつては、新たな試みとして、立命館法学部生を主たる対象に、入試過去問解説会(民法・刑法)を2012年度後期の最終授業日となる金曜日(1月11日)の17:00~18:30に行った。

法科大学院進学に向けて具体的な学習指導と答案の書き方に絞った内容とし、学部生に参加しやすい時間・会場を設定するなどして、65名の参加者を得た。2013年度は、学部生と法科大学院教員のヒューマンタッチを重視する意味でも、適性試験の2回目の終了後の金曜日の夕方に憲法・行政法・商法を衣笠キャンパスで実施し、オープンキャンパス（朱雀キャンパス）で、90分の企画として、B方式受験者向けに民法・刑法、A方式受験者向けに小論文の過去問解説会を実施する。さらに、本年度と同様に、衣笠キャンパスで後期の最終授業の夕方に民刑の過去問解説会を実施する。

6 2014年度入試の改革点

入学定員については、2014年度より130名を100名に削減する。それにあわせて、3年修了制の募集人数を30名、2年修了制の募集人数を70名に限定する。

入学試験・転入学試験の出願資格制限の見直し（立命館大学大学院法務研究科を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を有する者の出願および入学は認めない）。他法科大学院修了生の出願を認める。

前期日程（8月入試）、中期日程（9月入試）、後期日程（2月入試）の3期制に移行する。

中期日程、後期日程で、社会人入試を行う。（現行は9月入試のみ）

中期日程、後期日程において、A方式とB方式の併願、社会人入試とB方式の併願を認める。

個別の成績開示を行う（B方式につき科目ごとの最低基準点自体の公開は行わない）

B方式について、エントリーシートのうち自己アピールを廃止。

入学検定料を1万円とする（併願割引は行わない）。

試験時間の変更（公法（90分 105分）、民法法（105分 120分））

条文を参照して解答することができるよう、六法の付与を行う。

入学前プログラムを後期にも行うとともに、既修合格者向けのプログラムも始める。

FD活動

今年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から11名（うち実務家教員2名）のメンバーで構成された。

FD委員会は、夏期休暇中を除いて11回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、ニュース発行である。

1 教学改善アンケート

2012年度は、より客観的な結果が得られるようアンケート項目の見直しを行った。

対象については例年通り、全科目・全クラスについて実施した。前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後第5～6週目で、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後回収する方法で、第2回目は、第14～15週に実施した。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としている。実施科目率は、ほぼ100%である。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに、FD委員会委員が分担して分析を行なった結果を、FD委員会で集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めた。今年度後期からFD委員会から教授会への報告文書を、法学部から法科大学院に出講している教員にも配布している。また、分析結果の概要は、Web上で公表している。

各アンケートの結果は以下の通りである（詳しくは、立命館大学法科大学院のホームページを参照）。

前期第1回アンケートは、5月に、授業5ないし6週目に行われ、全科目で実施された。回収率は89.3%である。全体を通じて、「非常によく理解できる」15.3%、「だいたい理解できる」71.5%であり、昨年度前期第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」13.6%、「だいたい理解できる」69.9%より、やや上

がっており、理解度に関する自己認識は高いと言える。また、「非常に満足」は26.4%、「満足」が58.6%であり、昨年前期第1回目の、「非常に満足」23.5%、「満足」61.1%ほぼ同じであった。

前期第2回アンケートは、第14回または第15回授業日(7月9日~21日)に実施し、回答率(回収数/受講登録者数)は1543/1838=83.9%(第1回は87.8%)であった。全科目を通じてみると、「理解が非常に深まった」28.8%、「ある程度深まった」62.1%であり、第1回アンケート同様、高い水準である。教員の説明についても、消極的評価は全体の10%以下、従来の「科目満足度」に代えて新設した項目「科目の到達目標の達成度」では、「非常によく達成」が20.5%、「ある程度達成」64.7%で、合わせると80%を超えた。

後期第1回目アンケートは、11月15日(木)~21日(水)に実施した。のべ受講者1620名中1350名からアンケートは回収され、回収率83.3%は通常であった。アンケート上だけを見ると、理解が非常に深まった27.9%、深まった63.6%、説明が非常にわかりやすい33.3%、わかりやすい58.0%、非常に満足30.9%、満足58.0%で、前期同様高い評価となっている。

後期2回目アンケートは、1月7日からの第14回授業または1月14日からの第15回授業において実施した。のべ受講者1599名、回収アンケートは1308通で、回収率は81.8%であった。全科目でみると、授業の理解度が非常に深まった、深まったで92.1%、教員の説明が非常にわかりやすい、わかりやすいが90.7%、科目の到達目標を非常によく達成とある程度達成で88.3%と問題のない数値となっている。

全般的には、教員の説明はわかりやすく、理解度、満足度、科目の到達目標への到達度とも高評価となっている。もっとも、教授会やFDフォーラム等で出されている問題点や院生との授業懇談会などで提起されている問題もあり、アンケート結果をこれらとも突き合わせて授業改善に活かす必要がある。また、アンケートの目的を明確にし、項目などの内容の改善をさらに図る必要があると考える。

2 FDフォーラム

今年度は、3回のFDフォーラムを実施した。そのテーマと概要は以下の通りである。

第1回 2012年7月3日

テーマ「法律基本科目の講義、演習における双方向、多方向授業の成果と課題」

報告1	憲法A	市川正人教授
報告2	刑法A	浅田和茂教授
報告3	商法	村田敏一教授
報告4	民法演習	松本克美教授
報告5	民事訴訟法演習	加波真一教授

双方向、多方向授業は、授業方法の望ましいあり方として法科大学院設置当初から推奨されてきた。しかし、それに反して、実際の運営の困難さ等を理由に、必ずしも全ての講義で取り入れられているとはいえない。現在では、法律基本科目の1クラス当たりの受講者数が減少し、双方向、多方向授業の導入への条件が整っているかのような面もあるが、他方、学生実態の急速な変化はそれを許さないという評価もある。そこで、現状に適合的な法科大学院の講義、演習の授業方法について、あらためて取り上げることにしたものである。報告者の授業をあらかじめビデオ撮影し、報告はそれを使って授業風景を紹介しながら行った。

第2回 2012年11月9日

テーマ「FD活動の視点と還元」

報告1	植松真生教授(国際私法)
報告2	高田昭正教授(刑事訴訟法)
報告3	永井ユタカ教授(民事訴訟法)
報告4	中山布紗准教授(民法)

法科大学院開設以来、授業参観やFD活動を積み重ね、授業方法や特に成績評価について取り上げてきた。それにより、かなり定着し、ルーティーン化した部分もあるが、いずれにしてもまだまだ改善の余地もあると考えられる。そこで、本年度着任の経歴専門分野も様々な先生方に前期、後期の授業参観、前期授業アンケートについて率直な意見を述べていただき、今後のFDの在り方を検討した。

また、「FD成果の還元」については、授業担当者が個別授業の改善に生かすこととともに、新しく赴任した先生方への承継という面もある。現在のところ、これは科目部門ごとにゆだねられているが、共通化すべき内容、方法がないか、この点についてもあわせて検討した。

第3回 2013年3月26日

テーマ「力を伸ばす『予習 授業 復習』のあり方」

報告1 「認証評価報告書を受けて」北村和生教授

報告2 「民法での取り組み例」松本克美教授

報告3 「刑法での取り組み例」大下英希准教授

報告4 「これまでのFDフォーラムを通じて」和田真一教授

法曹として必要な専門知識と思考力を身につけるには、要求される水準の高さと量の膨大さを考えれば、当然に相当の学習時間が必要であり、方法も工夫する必要がある。本年度第1回のFDフォーラムでは、現在の学生実態に即した講義や演習の方法(双方向、多方向授業の方法)を検討し、その際にも、授業内で予習事項を確認する、または前回授業の内容を復習する取り組みが紹介された。第3回FDフォーラムでは、授業の効果をより上げるために、予習、復習をどのように工夫すればよいのかという視点から検討を進めた。報告に基づき、どのように緊張感をもって授業に臨ませるか、教材選択や授業の運営方法など教員側からのアプローチと、受講者にクラス選択をさせたり、モチベーションを高める企画を取り入れるなど、学生の自主的な取り組みを進めるといふ両方向からの議論が行われた。

* 各FDフォーラムの内容については、立命館大学法科大学院のホームページも参照。

3 授業参観

2008から2010年度で全科目全員による授業参観を実施しているため、前年度同様、新設科目と新任者担当科目の授業参観中心に行った。もっとも、今年度の新しい方針として、新任者には関連科目などの参観を1科目以上行い、報告書の提出もお願いした。授業参観は、参観科目の問題点を指摘するという側面もあるが、参観者が実践例を通じて学ぶという側面も有する。現在、参観報告書は授業担当者にコピーを渡すほか、FD委員会、教授会で報告、検討をしているが、FDフォーラムともども授業内容にどのように適切にフィードバックさせるか、さらに検討を進めたいと考えている。

2012年度研究業績

浅田和茂教授

著書:(共編)川端博、山口厚、井田良編『理論刑法学の探究』第5巻全264頁(成文堂、2012年5月)

論文:「佐伯・平野刑法学の犯罪論体系」法律時報84巻1号16-21頁(日本評論社、2012年1月)

「刑法全面改正の課題と展望」三井誠先生古稀祝賀論文集1-22頁(有斐閣、2012年1月)

「犯罪と法」判例法学〔第5版〕165-206頁(有斐閣、2012年4月)

「刑法・刑法学の歴史的変遷」法学セミナー・法学入門29-33頁(日本評論社、2012年4月)

「誤想防衛と故意説・責任説について」斉藤豊治先生古稀祝賀論文集111-128頁(成文堂、2012年12月)

「判例に見られる罪刑法定主義の危機」立命館法学345・346号1-18頁(2013年3月)

生熊長幸教授

著書：『物権法〔三省堂テミス〕』（三省堂、2013年3月）

判例評釈：「競売不動産の元所有者の買受人に対する固定資産税等の日割精算額の不当利得返還請求が否定された事例〔大阪地判平23・2・7判時2122号103頁〕」判例評論638号（判例時報2139号）164-168頁（判例時報社、2012年4月）

「求償権が破産債権である場合において財団債権である原債権を破産手続によらないで行使することの可否〔最三判平23・11・22民集65巻8号3165頁〕」「求償権が再生債権である場合において共益債権である原債権を再生手続によらないで行使することの可否〔最一判平23・11・24民集65巻8号3213頁〕」民商法雑誌146巻6号512-539頁（有斐閣、2012年9月）

市川正人教授

著書：（共著）市川正人/倉田原志編『憲法入門 憲法原理とその実現』1-12頁、172-181頁（法律文化社、2012年4月）

（共著）市川正人/曾和俊文/池田直樹編著『ケースメソッド公法 第3版』36-54頁、229-247頁、250-271頁（日本評論社、2012年5月）

論文：「憲法 『運命の人』から考える 国家秘密と知る権利・取材の自由」法学教室379号4-9頁（2012年4月）

「サイバースペースにおける名誉毀損と表現の自由」アメリカ法2012年1号34-40頁（2012年5月）

判例評釈：「市が連合町内会に対し市有地を無償で神社施設の敷地としての利用に供している行為の違憲性を解消するためにとる手段が、違憲性を解消する合理的で現実的な手段であるとされた事例 砂川政教分離（空知太神社）訴訟第二次上告審判決」判例評論647号2-6頁（2013年1月）

その他：科研費・基盤研究（B）「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」（2011-2013年）研究代表

科研費・基盤研究（B）による海外調査（韓国・ソウル）（2012年10月20日-24日）

科研費・基盤研究（B）による海外調査（オーストラリア・キャンベラ、シドニー）（2013年3月4日-9日）

出田健一教授

論文：「労働組合の街頭宣伝活動と判例」労働法律旬報1778号（旬報社、2012年10月）

植松真生教授

著書：（共著）櫻田嘉章、道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法（第3版）』（有斐閣、2012年）

論文：「死亡時には中華人民共和国の国籍を有していた者（当初は中華民国国籍）の、孫2人（日本国籍）と子（中華人民共和国国籍）の相続分の準拠法」戸籍時報（第683号）20～33頁（日本加除出版、2012年5月）

大久保史郎教授

著書：『いまなぜ公務員の市民的・政治的自由か』（学習の友社、2012年7月）

論文：「長谷川憲法における基本的人権研究」杉原泰雄/樋口陽一/森英樹編『長谷川正安先生追悼論集戦後法学と憲法』858-876頁（日本評論社、2012年5月）

「時評・国公法二事件上告審判決と二つの負の遺産」法律時報85巻3号1-3頁（2013年3月）

書評：「古川純編『「市民社会」と共生』」NEWSLETTER・Vol.5-9 10頁（NPO現代の理論、2012年9月）

報告：「長谷川憲法における基本的人権研究・再論」、民主主義科学者協会春季研究合宿、民主主義科学者協会法律部会、青森（2013年3月29日）

その他：科研費・基盤研究（B）「東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究」（2010-2012年）研究代表

科研費・基盤研究（B）による研究会「人の国際移動と法 入管法制をめぐって シンポジウム」（立命館大学・衣笠・創思館）主催 2012年12月7日-8日）

大下英希准教授

論文：「強制執行妨害罪の改正とその検討」立命館法学 345 号・346 号 166-210 頁（2013 年 3 月）

教科書：（共著）浅田和茂/井田良編『新・基本法コンメンタール刑法（別冊法学セミナーno.219）』「自救行為」「242 条」「243 条」「244 条」「245 条」96-98 頁、542-545 頁（日本評論社、2012 年 9 月）

（共著）『法学部ゼミガイドブック』（法律文化社、2012 年 5 月）

その他：（共著）「学会回顧 刑法」法律時報 84 巻 13 号（2012 年 12 月）

研究会報告：判例報告「最決平成 24 年 2 月 13 日」、刑事判例研究会、同志社大学（2012 年 11 月）

シンポジウム：「法学学習において基礎とは何か 法科大学院教員の立場から」、「法学学習において基礎とはなにか？」、西南法学基礎教育研究会、西南学院大学（2013 年 1 月）

小田幸児教授

学会報告：「裁判員裁判時代における訴追裁量-弁護士の立場から」（刑法学会、2012 年 5 月）

加波眞一教授

著書：（共著）賀集唱・松本博之・加藤新太郎編『基本法コンメンタール民事訴訟法 3（第三版追補版）』112-119 頁（日本評論社、2012 年 3 月）

北村和生教授

著書：（共著）『行政訴訟の実務』771-823 頁、1171-1179 頁（第一法規、2013 年 2 月）

判例評釈：「名古屋地判平成 22 年 12 月 9 日」法学セミナー増刊・速報判例解説（新・判例解説 Watch）10 号 51-54 頁（日本評論社、2012 年 4 月）

教科書：（共著）『自治体法務検定公式テキスト基本法務編平成 25 年度』159-169 頁、195-221 頁（第一法規、2012 年 12 月）

その他：（共著）「判例回顧と展望 2011 年行政法」法律時報 6 月臨時増刊 31-34 頁（日本評論社、2012 年 6 月）

「ロースクール演習公法系第 2 問」ロースクール演習 8 号 19-28 頁、60-68 頁（民事法研究会、2012 年 8 月）

「地下水保護条例による届出制と行政訴訟」法学教室 391 号 80-87 頁（有斐閣、2013 年 3 月）

シンポジウム：「公的部門における法曹あるいは法律専門家の位置と役割」につきパネリスト及び基調報告として参加。国際シンポジウム「公的部門における法律専門家 その養成と役割の国際比較」、大阪大学大学院法学研究科法曹養成科、大阪大学（2012 年 12 月 8 日）

倉田原志教授

判例評釈：「公立中学校の校長が教諭に対し卒業式・入学式において国家斉唱の際に起立して斉唱することを命じた職務命令が憲法 19 条に違反しないとされた事例」法学セミナー増刊・速報判例解説（新・判例解説 Watch）10 号 13-16 頁（2012 年 4 月）

「大学教授の W2 俸給の合憲性（外国労働判例研究第 194 回ドイツ）」労働法律旬報 1788 号 25-29 頁（2013 年 3 月）

翻訳：「ハンス・コルゲン・パピア予備的データ保存と基本法」立命館法学 344 号 543-555 頁（2012 年 12 月）

教科書：（共著）市川正人/倉田原志編『憲法入門 憲法原理とその実現』「第 6 章社会権」「第 7 章人身の自由」75-85 頁、86-96 頁（法律文化社、2012 年 4 月）

（共著）名古屋道功/吉田美喜夫/根本到編『労働法』「第 2 章 労働基本権」29-43 頁（法律文化社、2012 年 10 月）

斎藤浩教授

論文：「住宅地区改良法」Q&A 災害をめぐる法律と税務、加除式（新日本法規、2012 年 4 月）

「復興特区の仕組みと運用・改正の課題 1」立命館法学 341 号 20-47 頁（2012 年 6 月）

「復興特区の仕組みと運用・改正の課題 2」立命館法学 342 号 34-95 頁（2012 年 8 月）

「復興特区の仕組みと運用・改正の課題3」立命館法学 343号 23-54頁(2012年10月)
「行政事件訴訟法第二次改正シンポジウム」判例時報 2159号 1-30頁(2012年10月)
判例評釈：「訴えの変更と出訴期間 最判昭 61.2.24」行政判例百選第6版 392-393頁(有斐閣、2012年11月)
研究会報告：「行政訴訟に必要な最少限の法技術・法理論」行政関係事件専門弁護士ネットワーク研究会、日本弁護士連合会会館(2012年9月)
その他：(研究会コーディネート)「法務省検証報告書を検証するシンポジウム『法務省検証報告書を検証する』」日本弁護士連合会、日本弁護士連合会会館(2013年1月)
2012年度東日本大震災に関する研究推進プログラム研究費受領
2012年度東日本大震災に関する研究推進プログラムにより次の3回東北研究調査(2012年5月11日-14日、8月6日-8月8日、2013年3月17日-3月19日)

高田昭正教授

論文：「訴因変更の要否」三井誠先生古希祝賀論文集 555~584頁(有斐閣、2012年1月)
「先行手続の違法と証拠排除」立命館法学 345・346号 398~428頁(2013年3月)

高橋翔太郎助教

判例評釈：「職場のパワーハラスメント行為における損害賠償責任の成否」労働法律旬報 1788号 30~37頁(旬報社、2013年3月)

田中恒好教授

論文：「CISG A Tool for Globalization:The American and the Japanese Perspectives」Ritsumeikan Law Review 20121頁~41頁(2012年6月)
「日本法と米国法の観点からのウィーン売買条約(CISG)その2 - グローバリゼーションへのツール」立命館法学 342号 282頁~347頁(2012年8月)
「日本法と米国法の観点からのウィーン売買条約(CISG)その3 - グローバリゼーションへのツール」立命館法学 343号 354頁~399頁(2012年10月)
「日本法と米国法の観点からのウィーン売買条約(CISG)その4 - グローバリゼーションへのツール」立命館法学 344号 347頁~424頁(2012年12月)
講演：「信頼される食品業者とは」社団法人京都府食品産業協会・京都府農林水産部(2012年2月)
教科書：「法務翻訳の実際 英文契約書に関する訳語・訳文に関する問題点」法と言語 - 法言語学へのいざい 189頁~208頁(くろしお出版、2012年3月)
その他：「新司法試験を乗り越える法科大学院におけるグローバル教育の可能性について」国際商取引学会年報 2012年第14号 252頁~259頁(レクシスネクシス・ジャパン、2012年5月)

福本布紗准教授

著書：(共編・共著)小川富之/中山布紗編『ロードマップ民法 総則』129-169頁(一学舎、2012年4月)
(共著)松川正毅/金山直樹/横山美夏/森山浩江/香川崇編『判例にみるフランス民法の軌跡』198-204頁(法律文化社、2012年5月)
(共著)池田恒男/高橋眞編『現代市民法学と民法典』233-263頁(日本評論社、2012年5月)
(共著)田井義信編『民法学の現在と近未来』18-33頁(法律文化社、2012年10月)

淵野貴生教授

論文：「裁判員裁判における社会記録の取調べと適正手続」斉藤豊治先生古希祝賀論文集『刑事法理論の探求と発見』545-570頁(成文堂、2012年12月)
「裁判員制度と予断排除原則の本質 裁判員制度の見直しに向けて」立命館法学 345・346号 671-696頁(2013年3月)
その他：「裁判員制度の評価と今後の刑事司法改革の課題」法と民主主義 474号 57-62頁(2012年12月)

(共著)守屋克彦/斉藤豊治編『コンメンタール少年法』557-564頁、621-625頁(現代人文社、2012年12月)

松宮孝明教授

教科書:(編著)「ハイブリッド刑法各論(第2版)」(法律文化社、2012年4月)

(単著)「刑法各論講義(第3版)」(成文堂、2012年10月)

(共編)「新・コンメンタール刑法」(日本評論社、2013年3月)

論文:「構成要件の概念とその機能」三井誠先生古稀祝賀論文集23-52頁(有斐閣、2012年1月)

「『過失犯の共同正犯』の理論的基礎について 大塚裕史教授の見解に寄せて」立命館法学339・340号2827-2842頁(2012年3月)

「刑事判例研究(10)三菱自工車両車輪脱落事件最高裁決定[平成24.2.8]」立命館法学343号2049-2067頁(2012年10月)

「株主権行使に関する利益供与」に関する規律: 刑事法からの分析」法律時報84巻11号38-43頁(日本評論社、2012年11月)

「共謀共同正犯」法学教室387号23-32頁(有斐閣、2012年12月)

「暴力団員のゴルフ場利用と詐欺罪」刑事法理論の探究と発見・斉藤豊治先生古稀祝賀論文集167-182頁(成文堂、2012年12月)

「強制執行妨害罪の濫用傾向について」立命館法学345・346号3817-3833頁(2013年3月)

「21世紀の刑事立法と裁判員裁判」犯罪と刑罰22号225-258頁(2013年3月)

書評:「佐藤陽子『被害者の承諾における三元説の意義について: 「被害者の承諾」の犯罪論体系上の地位に関する一考察』」法律時報84巻13号(日本評論社、2012年12月)

松本克美教授

著書:『続・時効と正義 消滅時効・除斥期間論の新たな展開』(日本評論社、2012年10月)

(共著)『馬奈木昭雄弁護士古希記念出版 勝つまでたたかう 馬奈木イズムの形成と発展』300-309頁(花伝社、2012年10月)

(共著)『講座ジェンダーと法第4巻・ジェンダー法学が切り拓く展望』189-202頁(日本加除出版、2012年11月)

(共著)松本克美/齋藤隆/小久保孝雄編『専門訴訟講座2 建築訴訟・第2版』2-48頁、80-115頁(民事法研究会、2013年3月)

論文:「障がい児を産まない権利?障がい児として生まれない権利?」ジェンダーと法9号105-114頁(2012年8月)

「現代における法・判例形成と民事法学の課題」法の科学43号16-24頁(2012年9月)

「先物取引被害の不法行為責任と消滅時効 <不法行為性隠蔽型>損害における時効 起算点」立命館法学343号200-240頁(2012年10月)

「実定法教育への臨床的視点の導入 立命館大学法科大学院・民法演習の試み」法曹養成と臨床教育5号163-167頁(2012年11月)

「先物取引被害に対する債務不履行責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効と起算点」立命館法学344号264-294頁(2012年12月)

「建築瑕疵の不法行為責任と除斥期間」立命館法学345・346号754-782頁(2013年3月)

教科書:(共著)犬伏由子/君塚正臣/井上匡子編『レクチャージェンダー法』167-176頁(法律文化社、2012年4月)

その他:「別府マンション事件・第3次控訴審判決(福岡高判平成24・1・10)の意義と課題」消費者法ニュース92号296-298頁(2012年7月)

「不動産取引と消費者(消費者法の最前線12・消費者紛争の個別類型と消費者法)」法学セミナー2012年10月号103-107頁(2012年10月)

学会報告:「実定法教育への臨床的視点の導入 立命館大学法科大学院・民法演習での試み」臨床法学教育学会第5回大会・個別報告、臨床法学教育学会、青山学院大学(2012年4月)

「企画趣旨説明・コロキウム2福島原発被害からの回復 補償・賠償の基本理念と課題」、民科法律部会
2012年度学術総会、民科法律部会、南山大学(2012年11月)
研究会報告：「不貞慰謝料の本質 法律婚の性・生抑圧装置化」、民科法律部会民法合宿研究会、民
科法律部会民法分科会、あいち健康プラザ(2012年8月)
講演：「欠陥住宅訴訟における不法行為責任 別府マンション事件を中心に」、欠陥住宅東海ネット 2012
年度大会、欠陥住宅東海ネット、ウインクあいち(2012年4月)
「別府マンション事件の経緯と平成23年最判後の判例動向から見る課題」、欠陥住宅全国ネット第32回札幌
大会、欠陥住宅全国ネット、札幌アスティ45(2012年5月)
「住宅・地盤の瑕疵と時効・除斥期間」、欠陥住宅東北ネット2012年度大会、欠陥住宅東北ネット、仙台弁
護士会館(2012年7月)
「先物取引被害に対する損害賠償請求権の消滅時効」、先物取引被害全国研究会・第68回大会、先物取引被
害全国研究会、アスティ静岡(2012年11月)
「福島原発事故の損害賠償における消滅時効の考え方」、日弁連・第56回人権擁護大会プレシンポジウム、
日本弁護士連合会、弁護士会館(東京)(2013年3月)

湊二郎教授

論文：「差止訴訟と取消訴訟・執行停止の関係」立命館法学342号96-136頁(2012年8月)
「規範統制手続における仮命令」立命館法学344号1-35頁(2012年12月)
研究会報告：「義務付け訴訟・差止訴訟」、京都行政法研究会2013年1月例会、京都行政法研究会、関西学
院大学(2013年1月)

村田敏一教授

論文：「株主平等原則の謎 会社法一〇九条一項の解釈論として」私法第74号280-288頁、297-299頁(欧
文抄録)(2012年4月)
「財源規制に違反した株式会社の剰余金配当等の規整に関する幾つかの問題(2・完)」立命館法学第341号
454-479頁(2012年6月)
「株主の権利行使に関する利益供与について 民事責任と刑事責任」立命館法学第345・346号
822-843頁(2013年3月)
判例評釈・研究：「保険料払込がない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨の約款条項の消費
者契約法一〇条該当性(最二小判平二四・三・一六)」私法判例リマークス46号106-109頁(2013年2月)
「保険料の払込みと失効約款の有効性」保険事例研究会レポート第267号12-20頁(2013年2月)
その他：「会社法はどこへ行くのか」立命館大学法学部&法科大学院研究GATEWAY：今月のコラム(オンライ
ン公開)(2013年2月)
研究会報告：「保険料の払込みと失効約款の有効性」、保険事例研究会(大阪)、生命保険文化センター、大
阪市(2013年1月)
「株主の権利行使に関する利益供与について 民事責任と刑事責任」、関西商事法研究会、大阪弁護士
会館(2013年3月)

薬師寺公夫教授

著書：(共編)田中則夫/薬師寺公夫/坂元茂樹編集代表『ベーシック条約集2012』(東信堂、2012年4月)
論文：「国際人権法から見た憲法規範の『限界』と可能性」法律時報2012年84巻5号17-24頁(日本評論
社、2012年5月)
「国連海洋法条約と海洋環境保護 越境海洋汚染損害への対応」国際問題No.61730-41頁(日本国際
問題研究所、2012年12月)
学会報告：「UPR and JAPAN」、UPRの国際的研究、世界人権問題研究センター・国連大学、国連大学(2012
年4月2日)
口頭報告：Compensation for Nuclear Damage due to Fukushima Nuclear Power Stations: Relevant Japanese
Law and the Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage (CSC), Social Dimension of

International Law, ミュンヘン大学・ソウル大学・立命館大学合同シンポジウム、マックスプランク研究所 (ミュンヘン)(2012年7月24日)

講演: Responsibility of a State Party to the CPPED for the acts of non-State actors in the context of individual communications under article 31 of the Convention, Committee on Enforced Disappearance, CED, Palais des Nations (2012年11月7日)

山口直也教授

論文:「部分的証言拒絶と供述不能」立命館法学 341号 325-356頁(2012年6月)

「第4次少年法改正案の検討」立命館法学 345・346号 871-904頁(2013年3月)

記事:「少年法改正への視座」北海道新聞 2012年11月30日付(朝刊9面)

その他: 守屋克彦/斉藤豊治編集代表『コンメンタール少年法』「国際準則」29-33頁(現代人文社、2013年3月)

学会報告:(ワークショップ)「裁判員裁判時代における訴追裁量」第90回日本刑法学会、日本刑法学会、大阪大学(2012年5月20日)

研究会報告:「検察官関与、被害者質問権、社会記録閲覧、審判傍聴拡大等について」第27回現代刑事法研究会、現代刑事法研究会、青山学院大学(2012年9月17日)

その他: 科研費・基盤研究(B)「司法取引に関する先進諸外国の実態調査とわが国への導入可能性に関する総合的研究」による海外調査(米国・アリゾナ州マリコパ郡フェニックス市)(2013年3月11日-3月19日)

山田泰弘教授

論文:「代表訴訟における会社の被告側への補助参加 会社法からの分析」(特集会社事件手続法の展望)法律時報 84巻4号 25-30頁(2012年4月)

「序論;会社法秩序の変容とその規律手段としての刑事法の役割」(特集『取り残された』会社法罰則の検証)法律時報 84巻11号 4-7頁(2012年10月)

(共著) *伊東研祐慶應大学教授と共著)総論的分析 会社法学と刑事法学とのクロスオーバー」(特集『取り残された』会社法罰則の検証)法律時報 84巻11号 58-59頁(2012年10月)

「会社分割に対する会社法22条の類推適用[東京地裁平成22.11.29判決]」金融・商事判例1402号2-7頁(2012年11月)

講演:「法制審議会会社法制部会による会社法改正 その力学的分析」平成24年度愛知学院大学法学会講演会、愛知学院大学法学会、愛知学院大学(名古屋)(2012年11月15日)

その他:『『実務演習 法律関係』出題と解説』日本監査役協会第34回スタッフ全国大会、公益社団法人日本監査役協会、名古屋マリオットアソシアホテル(名古屋)(2012年9月6日)

山名隆男教授

著書:(共著)三木義一監修、市木雅之著『法律・税務 実務書改訂版』(清文社、2012年6月)

吉田美喜夫教授

論文:「労働法とは何か」吉田美喜夫/名古屋道功/根本到編『労働法』1-16頁(法律文化社、2012年10月)

「労働基準法14条」「労働基準法16条」「労働基準法17条」「労働基準法18条」西谷敏/野田進/和田肇編『基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』48-61頁(日本評論社、2012年10月)

翻訳:「ミャンマー労働組合法制」季刊労働法 239号 149-155頁(2012年12月)

教科書:(共編著)名古屋道功/吉田美喜夫/根本到編『労働法 集团的労働関係法・雇用保障法』275頁(法律文化社、2012年10月)

その他:「立命館一時金訴訟判決の労使慣行論」労働法律旬報 1771号 4-5頁(2012年7月)

『日本大百科全書』(*労働法関係の29項目を執筆)(小学館、2012年11月)

講演:「職場のいじめ・ハラスメント」三島地或法律セミナー(摂津市)(2012年10月)

「労働契約法の改正と今後の解釈問題」兵庫・大阪立命社会保険労務士会(2012年11月)

「奈良県(医師・割増賃金)事件について」法律セミナー(ラポール学園)(2012年11月)

その他：「新労働相談Q&A」(7回分)、京都民報(2012年1月-2013年3月)

吉村良一教授

論文：「公害環境訴訟における権利論の意義」淡路剛久/寺西俊一/大久保規子/吉村良一編『公害環境訴訟の新たな展開』61-77頁(日本評論社、2012年4月)

「保護法益の多様化と不法行為法の基本要件」池田恒男/高橋眞編著『現代市民法学と民法典』267-293頁(日本評論社、2012年4月)

「『規制権限不行使』による国賠責任をめぐる近時の動向」法律時報84巻10号558-63頁(日本評論社、2012年9月)

「原発事故被害の完全救済をめざして」馬奈木昭雄弁護士古希記念 勝つまでたたかう 馬奈木イズムの形成と発展』87-104頁(花伝社、2012年10月)

「『市場媒介型』被害における共同不法行為論」立命館法学344号212-263頁(2012年12月)

その他：(報告記録)「研究者養成の危機と法科大学院」法と民主主義474号19-22頁(日本民主法律家協会、2002年12月)

(講演記録)「イレッサ訴訟における企業と国の責任」月刊国民医療303号3-13頁(国民医療研究所、2013年3月)

報告：「研究者養成の危機と法科大学院」、第43回司法制度研究集会、日本民主法律家協会(東京)(2012年11月)

講演：「イレッサ訴訟における企業と国の責任」、第21回国民の医薬シンポジウム、国民の医薬シンポジウム実行委員会、(東京)(2012年11月)

和田真一教授

著書：(共著)松岡久和/中田邦博編『新・コンメンタール民法(財産法)』1032-1049頁(日本評論社、2012年9月)

以上